

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

議会運営委員会記録

平成19年11月16日開会

神奈川県後期高齢者医療広域連合

議会運営委員会記録

開会日時 平成19年11月16日（金曜日）

午後2時30分開会

午後4時45分閉会

場 所 ホテルコスモ横浜 4階 シナモン

○ 議題

- (1) 平成19年第2回臨時会の日程について
- (2) その他
- (3) 陳情審査について
 - ア 陳情第1号
「高齢者の確実な医療保障を求めることに関する陳情について」
 - イ 陳情第2号から陳情第9号
「後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求める陳情について」
- (4) 平成20年第1回定例会の日程について
- (5) 閉会中継続審査の申し出について

○ 出席委員（7人）

高梨 晃嘉
立野 千秋
山下 薫
稲垣 稔
吉岡 和江
山原 栄一
青木 茂

議長 佐藤 茂
副議長 林 茂

○ 欠席委員

関戸 順一

○ 傍聴議員

塚本 昌紀

○ 広域連合事務局

事務局長	大森 寿雄
事務局次長	相川 稔
高齢者医療担当課長	榎本 操
高齢者医療担当課長 兼財務担当課長	高田 邦夫
書記長	齋藤 慶彦

書記
書記
書記

安達 友彦
白川 憲一
高野 隆裕

◇

◎議題（１） 平成１９年第２回臨時会の日程について

○委員長(稲垣 稔君)

皆様、こんにちは。委員長の 稲垣 稔 でございます。
失礼ではございますが、着席して進行させていただきます。
ただいまの出席委員は7名でございます。
関戸 順一 委員から欠席の届け出がございました。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回臨時会議会運営委員会を開会いたします。

まず、傍聴の許可についてお諮りいたします。

一般及び報道関係者について、本日の委員会傍聴を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可することに決定いたしました。

本日の議題は、お手元に配布してあります次第のとおりです。

○委員長(稲垣 稔君)

それでは、議題（１）「平成19年第2回臨時会の日程について」お諮りいたします。日程案について、事務局から説明をお願いいたします。

大森事務局長。

○事務局長(大森 寿雄君)

日程案について、説明させていただきます。

資料1をご覧ください。まず日程1は、広域連合長あいさつとなっております。

日程2は、議席の指定でございます。

日程3は、副議長の選挙でございます。

前副議長の林 茂議員が、10月14日をもちまして愛川町議会議員の任期を満了しておりますので、あらためて副議長を選出するものでございます。選挙につきましては、議長より指名推選にてお願いしたいと思います。

日程5は、会期の決定でございます。

会期は本日1日としたいと考えております。

また、日程表にはございませんが、次の日程6に入ります前に、諸報告といたしまして、議長より、平成19年7月及び8月分の例月現金出納検査の結果を報告していただくものでございます。

続きまして、日程6は、事務局より専決処分の報告をさせていただきます。内容といたしましては、平成19年10月1日に郵政民営化法が施行されたことに伴い、本広域連合の情報公開条例及び個人情報保護条例の文言の一部を専決処分により改正したことを、ご報告するものでございます。

次の日程7は、後期高齢者医療制度の保険料等を定める神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について、ご審議いただくものでございます。本件に対しましては、高梨議員と吉岡議員より質問通告が出ております。

質問者の順番につきましては、議員選出区分の順番に従い、最初に高梨議員、次に吉岡議員の順を予定しております。質疑は、質問者ごとに、一括にて行う予定です。また、吉岡議員より討論の通告が出ております。

日程8は、陳情第1号高齢者の確実な医療保障を求めることに関する陳情について、陳情第2号から第9号後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求める陳情についてでございます。

最後に、本日の本会議と議会運営委員会を含めました全体の流れについて、説明させていただきます。

この後、議会運営委員会を暫時休憩とさせていただきます、午後3時より臨時会本会議を開会させていただきます。

この本会議の日程につきましては、先ほど、説明したとおりでございますが、日程8の陳情の取り扱いにつきましては、会議規則により、議会運営委員会に付託することとされております。従いまして、この陳情の審査のため、日程8に入りましたところで、本会議を暫時休憩し、本会議休憩中に議会運営委員会を再開し、陳情を審査する予定でございます。

そして、委員会において採決をしていただいた後、平成20年第1回定例会の日程について及び閉会中継続審査の申し出について審査いただき、委員会を閉会いたします。その後、本会議を再開し、委員長より委員会での審査の経過及び結果について、議長へ報告し、採決していただくとともに、追加議案として閉会中継続審査の申し出について審査していただくという流れを考えております。

以上、簡単ではございますが、本日の臨時会の日程について説明を終わります。

○委員長(稲垣 稔君)

ただいま説明がありました日程につきまして、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

◎議題(2) その他

○委員長(稲垣 稔君)

次に、議題(2)のその他について、委員の皆様から何かご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(稲垣 稔君)

ないようですので、ここで、議会運営委員会を暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後4時10分再開

◎議題（３） 陳情審査について

○委員長(稲垣 稔君)

それでは、休憩前に引き続き、これより委員会を開会いたします。

議題（３）ア 陳情第１号「高齢者の確実な医療保障を求めることに関する陳情について」、イ 陳情第２号から陳情第９号「後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求める陳情について」

初めに本件については、いずれも関連がありますので一括議題といたします。

陳情の要旨等については、書記に朗読させます。

○書記(齋藤 慶彦君)

陳情第１号、件名は高齢者の確実な医療保障を求めることに関する陳情について、受理は、平成１９年９月１３日、陳情者は神奈川県保険医協会理事長 平尾 紘一さんでございます。

陳情の趣旨ですが、

- 1 後期高齢者医療制度に減免規定を設けること
- 2 新制度の設立の趣旨「皆保険の維持」にのっとり、その形骸化に繋がる「資格証明書」の発行にあたっては慎重に対応すること
- 3 「資格証明書発行」をしない「特別の事情」に生活保護基準額の１．５倍まで対象とする「生活困窮」用件を組み入れること
- 4 保険料水準を年金収入の実質４％以内に抑えた水準とすること
- 5 特定健診事業を無料で実施すること

次に陳情第２号から陳情第９号、件名は すべて後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求める陳情について、受理は、平成１９年１１月８日及び１１月９日となっております。陳情者は 新日本婦人の会 鳥海 恭子さん、日本共産党三浦市議会議員団団長 小林 直樹さん、医療と福祉を守る会 稲子 達夫さん、平野 高士さん、宇都宮 夕美子さん、吉田 耕三さん、大庭 裕子さん、神奈川県社会保障推進協議会代表委員 片野 憲二さんでございます。

陳情の趣旨については、

- 1 後期高齢者医療制度の２００８年４月実施は一旦中止し、法律の撤回を国に求めること。
- 2 実施される場合には、
 - (１) 低所得者に過度な負担とならない保険料を設定し、国庫負担を十分に確保すること。
 - (２) 保険料及び一部負担金に減免制度を設けること。法定減免以外に県下の最も水準の高い自治体の減免制度にあわせて条例減免を創設すること。減免理由に生活困窮を加えること。
 - (３) 資格証明書、短期保険証の発行は機械的に行わず、滞納の事由に十分配慮すること。滞納を理由とした財産等の差し押さえは行わないこと。
 - (４) 何らかの形で健診事業を実施し、保健事業が保険料の増加にならない措置を講じ、自己負担の導入を行わないこと。自治体健診の水準を維持するこ

と。

(5) 後期高齢者に必要で十分な医療が提供される診療報酬とするよう国に求めること。「包括扱い」などは導入せず、「出来高払い」にすること。

(6) 全市町村の意見を直接議会に反映する構成となるよう、議員定数の改善を図ること。また市町村長で構成される運営協議会に県民からの公募枠を作るなど、県民の意見を聞く機構を設けること。

に留意されたいという同様のものです。

○委員長(稲垣 稔君)

本件は、いずれも当局に対する要望に関する陳情ですので、参考として事務局としての見解について説明を求めます。

大森事務局長。長くなるようでしたら、着席して説明してください。

○事務局長(大森 寿雄君)

それでは、長くなりますので着席して説明させていただきます。

それでは、当局見解ということでございます。

まず、陳情項目の1番ですが、減免規定を設けることということでございます。

今回ご審議いただきました広域連合の条例第16条におきまして、低所得者等への法定の保険料軽減のほかに、災害や所得減少等の特別な理由のある者に対しまして、保険料を減免することを規定しております。

次に、陳情項目の2番であります。資格証明書の発行にあたっては慎重に対応することというものでございます。これにつきましては、後期高齢者医療制度においては、法令により資格証明書を交付することが規定されているところであります。

資格証明書の取り扱いにつきましては、被保険者等の災害・盗難・病気・負傷・事業の廃止などの特別な事情について、市町村窓口で相談の機会を確保し、十分に被保険者の状況を把握した上で、適切な対応を図ってまいるという考えでございます。

次に陳情項目の3番であります。生活困窮要件を組み入れてもらいたいというものでございます。これにつきましては、後期高齢者医療制度において、法令により資格証明書を交付することが規定されています。

資格証明書の取り扱いにつきましては、先ほど触れましたように、被保険者等の災害・盗難・病気・負傷・事業の廃止などの特別な事情について、市町村窓口で相談の機会を確保し、十分に被保険者の状況を把握した上で、適切な対応を図っていきたくと考えております。

次に、陳情項目4番の保険料水準を年金収入の実質4%以内に抑えた水準とすることというものでございます。これにつきましては、被保険者にご負担いただく保険料は、国の示す全国一律の基準に従いまして、県内市町村の医療費や被保険者の所得状況などに基づいて算定しておりますので、必ずしも保険料の水準が年金収入の4%以内となるとは限りません。

陳情項目5番でございますが、特定健診事業を無料で実施することについてでございます。広域連合における健康診査事業につきましては、これまで同様、市町村において実施していただくことを想定しております。具体的な実施方法等について

は、現在、鋭意、市町村と協議中の状況でございます。

次に、陳情第2から9号までのうちの陳情項目1番、2008年4月実施は一旦中止し、法案の撤回を国に求めることについてであります。これにつきましては、神奈川県広域連合におきまして、現在、法令に基づき平成20年4月の後期高齢者医療制度の実施に向けて、鋭意準備を進めているといった状況でございます。

陳情項目2番の(1)であります。低所得者に過度な負担とならない保険料を設定すること。また、国庫負担を十分に確保することということでございます。所得の低い世帯に属する被保険者につきましては、法令等による基準以下に該当する場合、被保険者均等割額を7割、5割、2割減額する措置が講じられているところでございます。

国庫負担の4/12のうち1/12にあたる調整交付金につきましては、制度上、その交付額により全国の広域連合間の財政の不均衡が是正される仕組みとなっているため、神奈川県におきましては、全国平均と比較して所得水準が高い分、保険料の所得割に上乘せされることになってございます。

次に、陳情項目の2番の(2)であります。保険料および一部負担金に減免制度を設けることということでございます。一部負担金の減免につきましては、災害により著しい損害を受けた方など、省令で定める特別の事情がある方について、減免措置を行うことができることとされております。

保険料の減免につきましては、今回ご審議いただきました広域連合条例において、低所得者等への法定の保険料軽減のほか、災害や所得減少等の特別な理由のある者に対して、保険料を減免することを規定してございます。

次に、陳情項目の2番の(3)の資格証明書、短期証の発行は機械的には行わないで、滞納の事由に十分配慮すること。財産等の差し押さえは、これを行わないこと。ということですが、資格証につきましては、先ほど述べましたように、法令により資格証を交付することが規定されているところであります。市町村窓口で相談の機会を確保し、十分に被保険者の状況を把握し、適切な対応を図ってまいりたいと思っております。また、差し押さえにつきましては、保険料徴収に係るものであるため市町村の業務となるものでございます。

次に、陳情項目の2番の(4)であります。何らかの形で健診事業を実施すること。保健事業が保険料の増加にならない措置を講じ、自己負担の導入を行わないこと。自治体健診の水準を維持すること。などでございます。これにつきましては、健診事業については、住民に身近な市町村において、国の示す必須の健診項目を実施してまいりたいと考えております。健診事業の財源としましては、保険料のほか、国の概算要求において一部補助金が計上されております。具体的な実施方法等は、現在、鋭意、市町村と検討、協議しているところでございます。

次に、陳情項目の2番の(5)であります。後期高齢者に必要で十分な医療が提供される診療報酬とするよう、国に求め、「包括払い」などは導入しないで、「出来高払い」にするということですが、これにつきましては、現在、国において、診療報酬体系について審議がされておりますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、陳情項目の2番の(6)であります。全市町村の意見を直接議会に反映する構成となるよう、議員定数の改善を図ること。運営協議会に県民からの公募枠をつくるなど、県民の意見を聞く機構を設けること。とのことですが、これにつきましては、広域連合議会議員定数は、「広域連合区域内全体の住民の代表」としての役割を担うことに鑑みまして、広域連合規約において議員定数を20名としております。規約を制定するにあたりましては、構成する全ての市町村議会の議決を経て定めているところでございます。また、運営協議会への県民からの公募枠を設けてほしいとのことについてですが、委員はすべて市町村長とすると定めております。高齢者の意見をいただくにあたりましては、そのための組織を立ち上げるのではなくて、市町村と連携を図りまして、既に設置されている国民健康保険や介護保険の運営協議会や地域の各市町村における住民説明会など様々な機会を通じまして、高齢者のご意見を幅広く伺ってまいりたいということで引き続き取り組んでいるところでございます。

当局見解としては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長(稲垣 稔君)

ただいま、事務局から、陳情第1号から第9号について、参考の見解が述べられました。これより、討論に入ります。討論はございませんか。

○委員(高梨 晃嘉君)

質疑があります。

○委員長(稲垣 稔君)

では、どうぞ。

○委員(高梨 晃嘉君)

資格証明書の発行に関して、十分に被保険者の状況を把握して適切な対応を取るということは、これはこれとして答弁としては分かるんですが、各市町村での温度差が出てくる可能性があるんですね。その辺、どういう形で広域連合が温度差が出ないように担保していくのか。その辺のお考えをお聞きしておきたいと思っております。

○委員長(稲垣 稔君)

事務局長。

○事務局長(大森 寿雄君)

ご質問がございましたように資格証の発行について、市町村ごとのバラツキが出ないようにということのために、色々33市町村と我々は幹事会ということで課長級の会議でございますが、また、その下に部会なども立ち上げまして、色々相談をしているところでございます。今のご指摘のようにバラツキが出ないように何らかの基準とかマニュアル、運営要領を組み立てまして、均一な取り組みができるように配慮し、来年の4月を期して取り組んでいきたいと考えております。

○委員長(稲垣 稔君)

高梨委員。

○委員(高梨 晃嘉君)

わかりました。どのくらいの目途で、いつ頃まとめ上げようというスケジュールはある程度できているんですか。

○委員長(稲垣 稔君)

事務局長。

○事務局長(大森 寿雄君)

幹事会は、月1回くらいのペースでやっておりますので、なるべく来年早々には色々な基準等につきまして組み立てまして、それから事務方の市町村の職員の周知の研修なども含めまして、来年の3月までには体制をしっかりとって4月以降に臨んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○委員長(稲垣 稔君)

高梨委員。

○委員(高梨 晃嘉君)

わかりました。できた基準・マニュアルは、当然、私どもにも示していただけるものというふうに受け止めておりますが、それでよろしいですか。あるいは、ホームページで公開をされるとか。

○委員長(稲垣 稔君)

事務局長。

○事務局長(大森 寿雄君)

色々な実施基準・実施マニュアル、それから要領・要綱につきましては、しかるべくホームページ等で公開すべきものは公開していきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長(稲垣 稔君)

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

(立野委員挙手)

立野委員。

○委員(立野 千秋君)

1つは、滞納の理由ですが、通常であつたら、滞納ということが起きえないような徴収方法が今採られているわけですね。それで、ここでなぜ、あえて滞納のことが言われるのか。「高いから払いたくない」と言つたつて、自動的に取られちゃうし、なかなか難しいということになっている訳なんです、それが一つ。

もう一つは、所得減少という問題ですが、市民税などの場合は、翌年度の減少に合わせて軽減措置を取るという手法が取られていますが、災害という時はそれなりの申請をすればありうるかもしれない。けども、それ以外の今の時代の中では、翌年度に軽減措置を取られても間に合わないケースが多々あると思うんですが、その辺の頻度と申請度合いというのをどういう風に受け止めていくのか。ということについて伺いたいと思ひます。

○委員長(稲垣 稔君)

事務局長。

○事務局長(大森 寿雄君)

ただいまのご質問でございますけれども、滞納につきましては、現在、広域連合の想定としましては、徴収率98.7%という数値を想定してございまして、滞納について常より各市町村と滞納につきましても色々な仕組みとかやり方とか均一な

方法を工夫しながら進めていって98.7%をさらに持ち上げるように頑張っていきたいと考えております。

それから、所得減少については、特別な事情ということでございますので、例えば世帯主が失業するとか長期入院をされるのか、といったような場合については、当然特別の事情の範疇に入ってくるかと考えてございます。頻度につきましては、現段階では持ち合わせておりませんが、特別な事情といったものがあれば対応していくということになるかと思っております。以上でございます。

○委員長(稲垣 稔君)

立野委員。

○委員(立野 千秋君)

徴収率は98.7%、逆の言い方をすれば100%取れないと困るんで、それはそうなんですが、なぜ、取れないケースというのは、どういう時にあるんだろうかというのが私の単純な質問なんです。扶養してくれている人が高額所得者だって年金もらっている人は少ないからその差額分を払えという傾向が現実問題としてある訳で、そういう場合は取れないかもしれない。その時、どう取っていくのか。というのが一つですね。

もう一つは、所得減少は、分からないというのは、逆のことを言って、申請されたらどのタイミングで認めていくのかというのが大切な問題なんで、今では申し訳ないけれども、答弁になっていないじゃないかなと思いますね。申請されていつの期間まで何ヶ月間猶予を持って、それを見た上で判断するとか、ある程度事例を作っておかないと皆さん方、安心しないんじゃないのかなと私は思うんですけれども、その辺の考え方を伺わせてもらいたいと思います。

○委員長(稲垣 稔君)

事務局長。

○事務局長(大森 寿雄君)

榎本課長が答弁します。

○委員長(稲垣 稔君)

榎本課長。

○高齢者医療担当課長(榎本 操君)

滞納がどういう場合に考えられるのかということでございますけれども、年齢から75歳以上の方がうちのほうの被保険者ということで、今まで国保の方ですと、若い方を含めての件数ですと、かなりございますが、75歳以上に限ってということだと、うちのほうも具体的なこれまでの実績は持っていません。ただ、考えられるのは、国保の方もそうですが、それなりの収入があるという中で、私は病院には全然かかってないんだ。だから、保険料は払いたくないんだという方がたまにいらっしゃる場合もございます。そういう方につきましては、特別な事由には該当してきませんので、国保の場合ですと滞納整理に回る場合もございます。

所得減少にかかります基準等でございますが、当然、うちのほうの所得割につきましては、前年の所得で翌年計算させていただいているところでございます。前年は、それなりの所得があったんだけど、今時点では、先ほど事務局長が答えまし

た世帯主の長期入院とか会社を退職したとか、その辺を判断しまして、今現在での所得でもう一度計算しました場合、法令で決まっているほうの軽減基準に該当すれば、基準に合わせて通常通りで計算された保険料を法定軽減に合わせた基準で減額するという制度でございます。その基準につきましては、その該当年度内という形で考えていきたいと思っております。ただ、その基準につきましても、まだこれから各市町村と調整しまして、要綱あるいは要領なり、細かい基準設定をさせていただいて、また、それぞれの職員の方にも周知徹底を図りまして、4月以降、各市町村で対応がバラバラにならないように指導をしていきたいと考えております。

○委員長(稲垣 稔君)

立野委員。

○委員(立野 千秋君)

分かりにくいんですけども、該当年度で単純に言ったら、それから以降の1年間の見込みでやるということですよ。そうじゃないでしょ。現実問題としては、去年はあったけれども、今はない。極端な言い方をすると4月から払えない。という状況で去年の積算で暫定的にいくらですよとは言えませんから、去年のとおり払ってくださいよ。といったことになっちゃうよね。だけど、今現在という表現だったら今の所得で算出をすぐにしてくれるのかというのが一番のポイントなんですよ。今の表現でいくと、その年度は、なんとなく通しちゃってという表現になっちゃいますんで、そうじゃなくって、今申請されたら、その月の段階ですぐに所得見直しをしてくれるんですよとか、そういう表現をしてくれないといけないんじゃないか。

○委員長(稲垣 稔君)

榎本課長。

○高齢者医療担当課長(榎本 操君)

今、立野先生がおっしゃったとおり、申請をしていただいたら、その時点で、その時の所得でもう一度再計算をさせていただきます。新たな保険料額の決定をその方に通知するという形になります。

○委員長(稲垣 稔君)

よろしいですか。

(吉岡副委員長挙手)

はい、吉岡副委員長。

○副委員長(吉岡 和江君)

資格証との関係なんですけど、資格証を発行するという事は、年金から天引きされていない方たちですから、今、割合でいくと、全国平均だと2割といわれていますが、神奈川県だとどのくらいになるのか。そういう場合に収入が少ないということですから、例えばゼロの方もいれば、例えば75歳以上の方が2人いらして実際にはゼロの年収の方だったら、家族が払うという形を取るんだと思うんですね。そういう場合に、資格証の発行ということになりますと、そういう方たちが対象ですから、生活困窮ということが非常に大事なポイントになると思うんですけど、生活困窮は、具体的にどういうことを想定しているんですか。家族の方の所得が減ったこ

とを想定しているんですか。

○委員長(稲垣 稔君)

事務局長。

○事務局長(大森 寿雄君)

最初の質問でございますけれども、全体の中でどの程度の割合が普通徴収になるのかということだと思います。特別徴収は天引きで行いますので問題ない訳です。

全体的な割合としましては、特別徴収を80%程度と想定しております。残り20%程度を普通徴収と考えて、今作業を進めているところでございます。ですから、20%の中で、先生がおっしゃられるような色々なケースが考えられるのかなと思います。ただ、一つ言えるのは、吉岡委員が言われているような経常的な生活困窮については、低所得者の対策、国が示している7割・5割・2割軽減、の対象者に入ってしまうので、当然そこでの措置が第一義的に行われていくというように考えます。それと経常的な生活困窮がある一定程度続きますと、別の制度である生活保護制度とかに転換する場合も考えられますので、その辺につきましては、よく33市町村の窓口の職員ときめ細かく今話し合いを行っておりますので、減免のあり方、実際にどのような形の傾向を想定し、どのような状況なのか、生活困窮とはいつても、色々な状況が考えられますので、きめ細かい基準を作りまして、均一に、市町村がバラバラにならないようにしたいと考えております。以上でございます。

○委員長(稲垣 稔君)

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

それでは討論に入りますが、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり。)

それでは討論はないようでございます。

討論を終了し、これより、採決いたします。

まず、陳情第1号について、採決いたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件については、採択することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

少数挙手であります。よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

○委員長(稲垣 稔君)

次に陳情第2号から第9号について、一括採決いたします。

採決の方法は同じく挙手といたします。

本件については、採択することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

少数挙手であります。よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

◎議題(4) 平成20年第1回定例会の日程について

○委員長(稲垣 稔君)

次に、議題(4)「平成20年第1回定例会の日程について」、お諮りいたします。

この定例会では、平成20年度予算及び特別会計条例の制定等についての審議を予定しております。

各市町の会期等を考慮しました結果、招集は3月27日木曜日を予定させていただきます。

これにつきまして、何かご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり。)

ないようですので、議会運営委員会の日程等は、改めて通知をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◇

◎議題(5) 閉会中継続審査の申し出について

○委員長(稲垣 稔君)

次に、議題(5)「閉会中継続審査の申し出について」をお諮りいたします。

議長に対し、「議会運営等について」閉会中継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

最後に委員長報告についてでございますが、委員長報告書の作成とその報告書の内容については、委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日の議題は以上であります。委員の皆様から特段何かございますでしょうか。

○委員長(稲垣 稔君)

吉岡副委員長。

○副委員長(吉岡 和江君)

委員長報告に対するの討論はないんですか。

○委員長(稲垣 稔君)

齋藤書記。

○書記(齋藤 慶彦君)

委員長報告の後に本会議の中で討論を予定しております。

○委員長(稲垣 稔君)

そういうことでございますが、よろしゅうございますか。

ほかにございますか。高梨委員。

○委員(高梨 晃嘉君)

今回出された陳情を見て、コピーじゃないけれども同じのがダーツと並んでいるわけですよ。組織的な陳情があってもいいと思います。ただ、議論する時の紙の無駄ですよ。陳情第2号、3号、4号で受け付けたら、それはそれとして、あと以下同文なんだから、そのくらいの整理をしないと紙の無駄じゃないですか。そういう整理をしたほうがいい気がいたしました。今回は第2号から第9号で済んだが、あまり厚くなるともらっても困るので工夫していただけないか。

○委員長(稲垣 稔君)

事務局長。

○事務局長(大森 寿雄君)

今のご質問でございますけれども、ご要望として受け止めまして、紙の無駄使いがないように、効率的に執行できるものは執行させていただくように努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長(稲垣 稔君)

ほかにごございますでしょうか。

(「なし」の声あり。)

ないようですので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午後4時45分閉会

議会運営委員会委員長

稲垣 稔